

# 全 体 要 求

## I 賃金・諸手当・労働条件

1. 教員給与水準を維持すること。退職金を削減しないこと。
2. 役職段階別加算の要件を改善すること。また、退職手当の調整額の適用範囲の期間を短縮すること。
3. 高齢者部分休業制度を導入すること。制度導入にあたっては、代替教員の配置等の工夫を行い、日常の業務に支障を生じさせないこと。
4. 定年の引上げの実施に伴い生じる諸課題について、市高との協議を行い円滑な実施を図ること。
5. 同一労働同一賃金の原則に従い、再任用教職員の処遇を改善すること。
6. 特殊勤務手当を増額し、教育活動の実態に即して支給条件を拡充すること。
  - (1) 入試手当（5号）について、勤務実態に見合うように引き上げること。支給対象業務の範囲を拡大すること。高専の入試問題作成業務に対して、手当を支給すること。
  - (2) 大会引率手当（3号）について、対象となる大会を限定しないこと。平日の大会についても支給すること。
7. 交通用具利用者の通勤手当を教育現場の実態に即して改善を続けること。特に、新神戸トンネルを利用した場合など時間短縮が認められる場合に、通勤手当の支給条件を緩和すること。
8. 初任給格付けにおいて、不合理がある場合は、賃金格差を是正すること。
9. 常勤講師の勤務条件を改善すること。
  - (1) 同一労働同一賃金の原則に従い、2級格付けの要件を撤廃すること。当面、初任給を改善すること。
  - (2) 雇用の継続の有無をなるべく早く本人に伝え、継続できない場合は責任を持って次の雇用先を探すこと。
10. 会計年度任用職員の雇用条件について、今後も組合と十分協議すること。特に、時間講師の雇用条件を改善すること。
  - (1) 時間講師手当を引き上げること
  - (2) 月給制とすること。
  - (3) 採用時に勤務条件等を管理職から書面で説明すること。
  - (4) 採用時に各学校園の業務について、ていねいに説明すること。
  - (5) 雇用継続希望調査をできる限り早く行い、希望者の就労を保障すること。雇用継続されない場合は、少なくとも1か月前には通知すること。
11. 人事評価制度について
  - (1) 人事評価制度結果による査定昇給は行わないこと。昇格制度を導入しないこと。
  - (2) 基本的に全ての教員が標準的な勤務を行なっているという立場で評価を行うこと。普通に働く教員が標準的な評価となるように運用すること。管理職による恣意的な評価が行われないようにすること。
  - (3) 区分Ⅰ、Ⅱへの相対化について、人事評価調整会議における基準を明確にすること。なお年代別で相対化すること。
  - (4) 役割・目標シートについて、本人の自主的な記述を尊重し、書き直しや追加書類の提出などは求めないこと。
  - (5) 本人への評価結果の開示請求の方法を周知し、開示忘れのないように管理職に徹底すること。
  - (6) 前年度の全体結果を給料表区分ごとに開示し、問題点・改善点について組合と充分協議すること。個人情報や特定される可能性がある場合は、教育職全体で開示すること。
  - (7) 定年延長に伴い、定年前で区分Ⅰになった場合、勤勉手当への反映分を支給すること。
  - (8) 再任用教員および常勤講師、時間講師は人事評価の対象から除外すること。常勤講師および時間講師について除外できない場合は、結果を本人に開示すること。
  - (9) 教諭が市立学校園で時間講師を行う場合、二重評価になるので、人事評価を行わないこと。
  - (10) 一般職による管理職に対する評価については、教職員全員を対象にすること。
12. 勤務時間・超過勤務解消について
  - (1) 日常的な超過勤務について、業務の軽減を図ること。また回復措置を保障すること。超過勤務解消のため管理職が責任を持って対応す

- るよう指導すること。超過勤務の多い教職員について、個別の相談・検討ができるようにすること。
- (2) 超過勤務対策の一つとして、割振変更制度を積極的に活用するように、管理職が働きかけること。
  - (3) 割振変更の適用対象業務の範囲を拡大すること。特に勤務時間外の部活動指導について、割振変更対象とすること。
  - (4) ICT など情報関連業務を担当する教職員の時間軽減などの負担軽減を図ること。
  - (5) KIIF3、KICS が教員の負担軽減につながる改善になるよう現場の意見、特に視覚障害を持つ教職員の意見を改善に反映させること。
  - (6) 代休の振替を半日ずつでも行えるようにすること。
  - (7) 年次有給休暇を15分単位で取得できるようにすること。夏季特別休暇を県と同様に時間単位で取得できるようにすること。
  - (8) 子の看護休暇について、子ども1人につき年5日とし、18歳まで延長すること。又、子育て支援として取得要件を県に準じて拡大すること。
  - (9) 介護に係る休暇について、取得要件を県に準じて拡大すること。
  - (10) 育児短時間勤務等の休暇制度を取得しやすいよう条件面の整備を行うこと。
  - (11) 定時制高校にフレックスタイム制度を取得しやすくするよう工夫すること。
  - (12) 定時制高校の在宅勤務について、勤務時間帯を配慮すること。
  - (13) 再任用者の週休日の振替について、次年度に繰り越しができるよう運用すること。
  - (14) 業務改善検討委員会の開催頻度を上げ、超勤上限規制実施に伴い、超勤解消に実効性のある手立てを講じること。時短ハラスメントがないようにすること。
13. 学校園庶務事務システムと出退勤管理について
- (1) 運用については、組合と充分協議すること。特に導入時の取り決め通り健康管理以外の目的には使わないこと。
  - (2) 割振変更や振替等の登録が行いやすいようにシステムを改修すること。複数の申請が同時に行えるようにすること。
  - (3) パート職員等、全職種が庶務事務システムの利用対象となるようにすること。
14. 入試業務について
- (1) 入試業務の軽減をはかること。
  - (2) マークシートの導入を含め、解答用紙の工夫をはかるよう県に要望すること。
  - (3) 願書受付業務について、オンライン出願（受検料納入含む）や事務補助スタッフの派遣など負担軽減策を講じること。
  - (4) 採点、合格発表なども含め、入試業務を休日に行わないよう県に強く要望すること。
15. 教員免許更新制廃止に伴う新たな研修制度について
- (1) 研修の実施、記録の作成、「指導助言」等により、教職員に新たな負担が生じないようにすること。
  - (2) 人事評価に、研修の記録や指導助言を利用しないこと。
16. 労働安全衛生について
- (1) 労働基準法、労働安全衛生法を遵守し、快適な職場環境づくり、教職員の多忙化解消にむけ対策を講じること。
  - (2) 各職場の安全衛生委員会が、職場の安全衛生を推進するよう、指導と援助を行うこと。分会代表者を委員に入れるよう指導すること。
  - (3) ハラスメントについて、管理職に対する指導を継続的に行い、ハラスメントを許さない職場作りに取り組むこと。
  - (4) 教職員の健康・安全に問題のある施設設備の点検を行い改善すること。全園に男女別の更衣室・休養室を設置すること。
17. 教職員の健康対策について
- (1) 平成30年度から神戸市教員が対象外となった県委託の3事業について、神戸市教員も再度受けられるようにすること。
  - (2) 定時制については、人間ドック当日を一日職免とすること。
  - (3) 年1回の個人的に受診するドックについて、公立学校共済ドックに準じて職免とすること。
  - (4) 「メンタルヘルスチェック」や「長時間労働者への医師による面接指導制度」が病気休暇・病気休職者の減少につながっているのかを検証し、改善をすすめること。
18. 自家用自動車の使用について、公署の特性として、教育活動上必要な場合の公務使用を幅広く認め、駐車料金を徴収しないこと。
19. 感染症対策を踏まえた避難所（学校園）の運営方法を早急に作成し、自校の園児・生徒たちが避難した場合もふまえた非常用物資（飲料水・非常食・毛布・消毒液・マスク等）を学校園に配置すること。
20. 主幹教諭が従事する業務については、よりよい運用となるよう引き続き協議すること。

21. 高校の週当たりの持ち時間数が全国平均を超えることがないよう工夫すること。

## II 教育制度・教育予算

1. 市立高校のあり方、高専の独立行政法人化、市立幼稚園のあり方の検討については、ていねいな説明を行うとともに、現場の意見を聞くこと。
2. 教職員の意見を取り入れた学校園運営を行うこと。
3. 財政難を理由とした教育水準の引き下げを行わないこと。教育水準や特色の維持のために、教職員の負担を増加させないよう配慮すること。
4. 学級定員を市単独で次のようにすること。また標準法成立時の付帯決議に基づき高校 20 人以下学級を柱とした定数法改正を国と県に働きかけること。

(1) 全日制普通科等	30 人
(2) 全日制工業科・商業科等	25 人
(3) 定時制	20 人
5. ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」(CEART勧告)について、学習会を開催するなど、広報・啓発活動を行うこと。
6. 県に対して、機械的な学級減を行わないよう強く求めること。また、公立高校開門率を引き上げるよう求めること。
7. 学級減にともなう機械的な教職員の定員減を行わないこと。
8. 標準法で教頭が一人配置の学校で、複数配置する場合は定数外で配当すること。
9. 定年延長に伴う高齢期雇用を確保するため、再任用を定数外にすること。
10. 市単独加配の削減を行わず、必要な加配(生徒指導、学力指導、進路保障、特別支援、特色等)を配当すること。各校の特色を維持するために、配当された常勤講師については引き続き確保すること。
11. 高校生の就職に関する支援政策の一つである「高等学校就職支援教員」(ジョブ・サポート・ティーチャー)を配置すること。
12. 教育相談対応のための教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー・専門医等の配置と増員を行い、充実をはかること。

13. 常勤講師の配置割合が全教員に対して、5%を越えないように配置すること。特に配置割合が高い学校は、計画的に配置割合を引き下げること。
14. 特別な支援を要する生徒に対して、支援員の増員を行うこと。
15. 学校園運営費・設備費を増額すること。
16. 学校園の安全対策に対して、十分な予算措置を行うこと。また、危険を伴う外窓および外壁の汚れに対する外部委託による清掃を行うこと。
17. 旅費について
  - (1) 各学校園の旅費を増額すること。
  - (2) 出張時の駐車料金を旅費として支給すること。
  - (3) 有料道路等使用料の配分額を増額すること。不足分については配慮すること。
18. 国際交流事業の受け入れを行う学校園に対して必要な支援を行うこと。
19. 部活動における教員の諸負担を軽減するために抜本的な施策を打ち出すこと。
  - (1) 部活動関連予算を増額すること。特に、外部指導員の各校への割り当てを増やすこと。
  - (2) 部活動外部支援員を高校にも配置すること。
  - (3) 勤務時間を超えた部活動指導については割振変更等、必要な回復措置を保障すること。
  - (4) 休日の部活動指導について、特殊勤務手当を支給するだけでなく、振替も行うこと。
  - (5) 社会教育への移行も含めた部活動のあり方を検討すること。
  - (6) 部活動に於いて、やむを得ず私有車により諸用具を搬送する場合について、その経費を支給すること。
  - (7) 部活動を指導するあるいは公式戦に参加するために必要不可欠な顧問の用具・旅費・審判登録料・審判講習会費用・指導者登録料などの補助を行うこと。
  - (8) 部活動顧問を委嘱する場合は、教職員本人の希望を尊重すること。希望に添えない場合は、ていねいな説明を行うこと。
20. 奨学給付金および日本学生支援機構奨学金の申請に関する事務について、県立や私立高校と同様に、作業を補助するための事務スタッフを各校に配置すること。
21. 生活困窮家庭生徒への修学旅行助成措置を復活すること。

22. 各校園の施設・設備要求を実現すること（分会要求を参照）。特に、安全性を最優先し、老朽・危険な施設設備を早急に改修すること。
23. 職員室、休養室等、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための処置に関する指針」にみあった職場環境を確保すること。
24. 照明のLED化工事や暖房便座・温水洗浄機能付きトイレの設置を進めること。
25. オンライン授業に十分対応できる設備を導入すること。また生徒・学生に対するPCやタブレットの貸与ができるようにすること。

### Ⅲ 民主教育・研修等

1. 教科書採択・学校行事等について、行政からの押し付けをしないこと
2. 研修について
  - (1) 教育公務員特例法の趣旨にもとづき、研修権を保障すること。
  - (2) 希望する大学院等で有給の長期研修ができるよう、裏付け配当のある長期研修の機会を増やすこと。
  - (3) 兵庫教育大学院の派遣について、研修権を制限している派遣の条件を再検討すること。特に、研究テーマおよび修了後の配属については、本人の意思を最優先にすること。
  - (4) 教員の海外研修の機会を増やし、自己負担の軽減をはかること。
  - (5) 「初任者研修・経験者研修」の実施について
    - ① 校内研修は各校の自主性を尊重するとともに、対象者に過度な負担をかけないこと。初任者研修の担当教員の負担軽減を図ること。
    - ② 初任者研修で「市民救命士」の講習を実施し、校園の負担を減らすために、「普通救命コース」（180分）をいれること。
    - ③ 運営等について問題点が明らかになれば、組合との協議・検討を行うこと。
  - (6) 市高教育研究会を教員の自主的な研修の場に戻すこと。
  - (7) 民間教育団体への参加についても出張として認めること。

### Ⅳ 採用・異動・昇任

1. 段階的に定年を引き上げる期間において教職員の年齢構成が偏ることがないようにすること。
  - (1) 必要な新規採用を継続するための定員措置を

行うこと。

- (2) 工業・商業・福祉・情報・芸術については、長期的視野を持って、毎年計画的に教員採用を行うこと。
2. 常勤講師経験をより考慮した採用試験方法とすること。
  - (1) 常勤講師経験者については、一次試験の筆記試験（専門教科）を免除すること。
  - (2) 常勤講師経験者が採用試験の一次試験に合格した場合、それ以降の2年間は一次試験を免除する措置をとること。
3. 高等学校教員採用枠を新設すること。
4. 本人の意向を尊重した人事異動を行うこと。また、職場の年齢構成を考慮し学校運営や教育活動に支障のないよう人事配置を行うこと
5. 指導主事への異動について、本人の不本意な異動にならないようにすること。また現場に悪影響を及ぼさないように十分に配慮すること。

# 専門部要求 分会要求

## I 幼稚園部

### 1. 賃金・諸手当

1. 通勤手当として、有料道路・高速道路通行料を支給すること。通勤時間短縮の要素を考慮すること。
2. 主任手当を仕事量・仕事内容に見合った額に改善すること。
3. 駐車スペースのない園については対応策を行うこと。通勤困難な園については特例の配慮を行うこと。出張時の駐車料金を支給すること。
4. 常勤講師の給与改善をはかること。教育職（三）表2級適用条件を緩和すること。

### 2. 労働条件・権利

1. 1日7時間45分労働制にもとづき、園での勤務時間を明示するよう園長会を指導すること。割り振り変更制度、振替制度について園長への周知徹底を図ること。
2. タイムカードの適正利用を促すこと。出退勤記録を点検し、長時間労働の園について、管理職を指導すること。
3. 休憩時間に休憩を取れない場合はその時間も勤務時間に含めること。持ち帰り仕事も超過勤務とすること。
4. 幼稚園の事務を簡素化すること。事務負担を軽減するための具体的な対策を行うこと。
  - (1) 次の事務は市教委で直接行うようにすること。履歴書・退職関係・産育休・入退園・入園報告・1号2号認定・預かり保育事務
  - (2) 特に預かり保育の償還払いについては、行政事務センターから園を通さず、保護者に直接連絡し処理すること。
  - (3) 会計システムを簡素化すること。押印を廃止すること。押印は園長印だけにすること。
  - (4) 会計年度任用職員・臨時的任用者を含め、すべての職員がカードリーダーを使用できるようにすること。
  - (5) 調査を極力減らすこと。
5. 僻地認定の基準を見直すこと。
  - (1) 僻地認定の基準の公共交通機関の有無を通勤時間だけでなく、出張の際の時間を考慮に入れること。
  - (2) 通勤時間帯の本数が少ないなどの公共交通機関の状況に応じて、僻地認定基準を見直すこと。
6. 「預かり保育」について
  - (1) 教員の負担をなくすため、予算を大幅増額し、必要な指導員を配置すること。市教委で指導員を確保すること。
  - (2) 回数・時間などは園で決定できるようにすること。

- (3) 「預かり保育」の準備・片づけ、保育計画の作成、金銭の取扱い、関係事務等は指導員が行なえるよう、その時間を見込んだ勤務時間で雇用し、PCを支給すること。
7. 産休・育休の補助教員を早期に配置すること。（産休期間の3か月前を目安に）
8. 育児短時間勤務を使えるように、補助に常勤講師を配置すること。
9. 体育科教諭に認められている産休前1か月プラス1か月の補助教員配置制度を、妊娠中の幼稚園教員にも適用すること。
10. 主任の業務を軽減すること。特に主任の出張について精選し、回数を減らすこと。
11. 夏の閉庁日を全園で実施し、土日を含み連続5日間を休みとすること。
12. 各種研修会・研究会が現場勤務の負担や、旅費の自己負担にならないよう回数・実施方法を改善すること。学期中の研修会等は午後3時30分以後開始とすること。

### 3. 教職員定員

1. 事務職員を配置すること。当面、地域ごとに巡回する事務職員を配置すること。
2. 欠員補充をなくすこと。
3. 新規採用者を増やすこと。常勤講師は正規採用に切り替えること。
4. 全園に「クラス数+1」の教諭を配置すること。
  - (1) 30人以上の4歳児学級に常勤講師を配置すること。
  - (2) 統合教育を行っているすべての園に加配を配置すること。年齢別・実態に応じた加配の配置をすること。
  - (3) 年度途中で1クラス35名を超えれば、教諭「+1」を配当すること。
  - (4) 3才児学級は正規教諭による複数担任とすること。当面、正規1名、常勤講師1名による複数担任とすること。
5. 特別支援対応の加配常勤講師・通級教室の常勤講師を正規化すること。
6. 入園当初に36名の場合、4月1日付けで教員配置すること。
7. 各園で通級教室担当者を除き、保育担当教諭を正規教諭で2名以上配置すること。
8. 常勤講師・パートの人材確保策を明らかにすること。パートは常勤講師に切り替えること。
9. パートの採用面接において、厚生年金・年収などについて詳細に説明すること。

#### 4. 教育予算

1. 園長・主任の事務補助者を配置すること。
2. 旅費について。
  - (1) 自己負担をなくすよう実態に応じて追加配当すること。また、追加支給の時期を改善すること。
  - (2) 通級教室と本園との連絡旅費の自己負担をなくすこと。
  - (3) 必ず翌月に旅費を支給すること。
3. 出張等での車使用について
  - (1) 車の使用条件を拡大・緩和すること。
  - (2) 車利用の旅費支給事務を簡素化すること。
4. 園配当予算を増額すること。
5. 障害児教育推進事業を拡充すること（スクールサポーター制度の導入など）。
6. パート職員の時給単価を引き上げること。

#### 5. 教育制度

1. 市立幼稚園の再編計画については、労使協議を十分行い、労使合意を尊重すること。
2. 5歳児30人、4歳児25人、3歳児20人学級を早期に実現し、希望者は全員入園とすること。
3. 抽選漏れをなくす施策を講じること。
4. 希望すればどの地域であっても公立幼稚園に入園できるようにすること。
5. 3年保育実施園を拡大すること。また、3年保育について、決定事項等があれば、その都度幼稚園に報告すること。垂水区・灘区で3年保育を実施すること。
6. 必要に応じて、入園案内の外国語版（英語・中国語・韓国語以外の場合）を作成すること。
7. 園児の車での送迎について、弾力的に対応するよう指導すること。

#### 6. 施設・設備

1. すべての保育室、預かり保育用の保育室に空調設備を設置すること。古い空調の更新を行うこと。
2. 安全を最優先し、危険な施設設備（老朽園舎、老朽化した遊具、ブロック塀等）の安全点検を早急に行い、改善すること。
3. 老朽化したドア・窓枠をアルミサッシ化すること。
4. 安全確保のため全ての門扉をオートロック化すること。
5. 遊戯室を必置すること。
6. 保育室が不足している園には保育室を増設すること。また、プレハブ保育室を解消すること。当面、プレハブ保育室・遊戯室に空調設備を設置すること。
7. 職員・来客用男女別トイレを設置すること。当面設置計画を策定すること。
8. 職員用更衣室、休養室を設置すること。
9. 保健、衛生面から園児用の温水シャワー・足洗

い場を全園に設置すること。

10. 保育室として使用するための間仕切りを、頑丈な防音できるものに更新すること。
11. 園児の健康安全上から遮光ネットを設置すること。
12. 六甲山幼稚園に女性用更衣室を設置すること。
13. 園児用トイレは洋式を増やすこと。

#### 7. 人事

1. 本人の意向を尊重した、「希望と承諾」の原則にもとづく人事を行うこと。また、長時間通勤となる人事異動は避けること。幼稚園人事作業を後まわしにせず、他校種と同等の扱いを行うこと。
2. 任命主任の人事を一般人事扱いとし、3月上旬までに人事作業を終わること。本人の意向を尊重すること。
3. 職員の経験年数及び年齢構成を考慮した人事配置を行なうこと。
4. 同一園に複数の初任者の配置を行わないこと。
5. 新規採用者の配置は、主任の在籍する園に行うこと。
6. 産休・育休をとっている教諭が複数いる場合の代替には、正規教諭を配置すること。
7. 幼稚園の人事に専任する幼稚園籍の人事主事を配置すること。
8. 小学校からの再任用園長は、現行以上に増やさないこと。
9. 各教員から人事主事に直接相談できるようにすること。
10. 園長についての360度評価は中止すること。
11. 養護教諭の幼稚園教諭への転換は、コロナ禍のもとでは行わないこと。

#### 8. 園児の健康管理等について

1. 幼稚園における健康管理の重要性を考慮し、産休育休を除き、常勤講師配置を正規採用教員とすること。
2. 園児の健康管理について
  - (1) 保健室を独立させ、各種健診に必要なスペースを確保できるだけの広さにし、照明器具を備えること。
  - (2) オートクレーブの点検費用を配当すること。または、消毒を業者委託すること。
  - (3) デジタル身長計・体重計などの検診器具、環境検査器具、保健室の備品（薬品棚、事務机等）を充実させること。特に小児用の器具を配布すること。
  - (4) 緊急時に必要な医薬品、衛生材料が常時確保されるよう、十分な予算を配当すること。
  - (5) 歯科検診を年2回全園で実施すること。また、歯科検診用ライトを新調すること。
  - (6) 熱中症予防の備品(WBTG計など)を整備すること。

- (7) 新型コロナ、ノロウイルスに対応する消毒液を配布すること。新型コロナ対応の予算配当通知を4月に行うこと。
- 3. 小学校との兼務を解消すること。
- 4. 養護教諭の研修について
  - (1) 専門性の向上をはかるため、研修の機会を保障すること。
  - (2) アレルギー疾患、保健指導等、幼稚園の養護教諭の実態にあった研修を充実すること。
- 5. 新型コロナ感染防止の観点からも、フッ化物洗口は中止すること。

## 9. 通級指導教室

- 1. 特別支援教育法制化にともなう通級指導教室のあり方については、現場の意見を反映させること。
- 2. 神戸市教育振興基本計画の中の「通級指導教室による相談体制の充実」を具体化すること。
- 3. 社会的ニーズの高まりに応えるよう、また、教員相互の専門性の伝承ができるよう、通級指導教室に正規教員を2名配置すること。また、通級教室経験のある再任用者の指導員配置などを検討すること。
- 4. 通級教室の予算を別枠化し、増額すること。
- 5. 指導に必要な備品を整備すること。高額備品(幼児用オージオメータ・感覚統合器具等)は、特別支援教育課から各教室に順次、配置すること。
- 6. 専門研修の旅費については、従来どおり支給し、自己負担のないようにすること。
- 7. 本人の希望と専門性及び経験が尊重される人事を行うこと。
- 8. 道場教室について、職員室・プレールームを新設し、幼稚園籍の教員を1名増員すること。
- 9. 北区北部に「そだちとこころの教室」を増設すること。

## II 高専部

### 1. 賃金・諸手当

- 1. 准教授、講師、助教の給料表と昇格時号給対応表の不合理的を是正するために抜本的な改善を行うこと。特に2007年の給料表変更時に号給対応表で生じた不利益を速やかに回復すること。不合理改善のため、高等学校等における研修による昇給を高専にも設けること。
- 2. 3級給料表の頭打ち改善のため足伸ばしを行うこと。
- 3. 特殊勤務手当を増額し、教育活動の実態に即して至急範囲を拡大すること。特に入試手当について、勤務実態に見合うように引き上げること。
- 4. 入試問題作成手当を新設し、実態に見合うように適正に支給すること。
- 5. 時間外勤務手当は現状では休日勤務を強いられているため、負担軽減のためにも割り振り対象業

務を拡大すること。

- 6. 教職調整額が退職金に占める割合と同等の時間外勤務手当を支給すること。
- 7. 大学における大学院手当と同様に、専攻科手当を導入すること。
- 8. 前歴のある者の採用について、前歴を適切に評価し、前歴に見合う職階を適用すること。初任者格付け時の不合理を是正すること。過去に著しく不利益となったケースについて回復措置を行うこと。

### 2. 定員・人事

- 1. タイムカードによる出退勤管理をはじめとする庶務事務システムに対し、高専の実情にあった適切な運用を行うこと。
- 2. 給特法の適用外である高専に対して、勤務実態に合った服務管理を行うこと。
- 3. 合意した基準を満たし各学科から昇任を推薦されている者を滞りなく昇任させ、年齢構成の不均衡による教授昇任の遅れを解消すること。
- 4. 総合情報センター、地域協働研究センター、国際協働研究センターにおいて教員の負担軽減のため、必要な教職員の適切な配置を行うこと。正規職員の増員が困難な場合は派遣会社からの常駐派遣を導入すること。
- 5. 新規事業に関する事務量の増加に対する教員の負担軽減のため、必要な教職員の適切な配置を行うこと。正規職員の増員が困難な場合は派遣会社からの常駐派遣を導入すること。
- 6. 駐車場目的内利用許可制度の主旨を考慮し、許可基準を明確化すること。また、公署の特性として、教育活動上必要な場合の自家用自動車目的内使用を幅広く認め、駐車料金を徴収しないこと。
- 7. 病気休職等の復職に際しては、段階的に職務に復帰するためのリハビリ期間の設置を保障すること。さらに、そのための人的配置も併せて行うこと。
- 8. 次期校長人事について、高専における教育を十分に経験し理解した本校教授の中から適任者を選出すること。
- 9. 人事評価制度について、適切な評価を行い、組合員に不利な評価を行わないこと。また、再任用制度対象者に適時適切な情報提供を行い、適正に運用すること。

### 3. 教育・研究条件

- 1. 高専運営費において、高専の教育・研究環境をこれ以上悪化させないために、研究振興費、実験実習費、研究旅費を、削減前の状態に回復させること。
- 2. 各教員が十分に教育・研究活動に専念できるよう、校務の簡略化を進めること。
- 3. 成長産業技術者教育プログラムに係る業務で教員の負担が増加しないように、十分な予算措置を

行うこと。

4. 非常勤講師の削減を撤廃し、2009年度の状態に戻すこと。
5. 保健室について、学級規模と実情に応じて職員常時複数配置の体制を整え、養護教諭経験者の配置が行えるよう、人事制度を見直すこと。また、一方的な嘱託化を経て会計年度任用職員とされた技術職員の任用を、他の国立大学・国立高専同様の安定的なものに見直すこと。
6. 図書館の開館時間の延長のための臨時職員・アルバイトを予算化すること。
7. 教育公務員特例法に従って、教員の校外での教育・研究活動（非常勤講師など）を認めること。
8. 社会の求人ニーズに反した一方的な学生定員減を行わないこと。
9. 教育予算について、文部科学省からの助成金が分配されるように継続的に文部科学省に働きかけること。
10. 「神戸市立工業高等専門学校の今後のあり方検討委員会」の骨子に依存し、拙速で現状を全く無視した不当な制度改革になることの無いようにすること。

#### 4. 施設・設備

1. 他の高等学校や国立高専と比べて狭い教室環境を改善するとともに、複数クラスの補習授業等を効率良く行うための100人が収容可能な大教室を設置すること。また、大きなセキュリティ問題である鍵の交換、トイレの自動洗浄機能付き温水洗浄便座化の更なる推進、校内危険箇所の安全対策の徹底を進めること。
2. 地域協働研究センターおよび国際協働研究センターの施設を校内に設置すること。
3. テニスコートをおムニコートに改修するとともに、移転後から一度も実施していないグラウンドの大規模改修を行うこと。
4. 開催規模が拡大し活性化する各種コンテストを指導する教員の負担を削減するための環境整備（十分な広さの活動場所の確保など）を行うこと。
5. 2015年の専攻科特例適用認定に伴い指導教官の研究実績が必須となったことを受け、教員および学生が安全かつ十分な研究活動ができるように環境整備を行うこと。

#### 5. 独法化に向けて

これまで毎年一貫して求めてきた上記に加え、来年度から独法化されることに伴い下記を求めます。

1. あり方検討委員会の報告書によると、独法化は神戸高専の抱える課題（施設・装置の老朽化、地域貢献の拠点となるテクノセンターのような施設の未設置、空調の未整備等）を解決し、さらに地域に貢献できる学校として発展のための手段とのことであるので、独法化を進めるに当たっては具体

的な発展計画を、学生・保護者・地域の企業の方々など全ての関係者に説明し、不安を与えないように丁寧な説明を求めます。

2. 大多数の教員・技術職員が所属する組合との交渉窓口を明確化し、窓口は責任を持って交渉にあたるように求めます。特に、労働条件に関しては、不利益を伴う変更がある場合には、事前に丁寧な交渉を行うように求めます。
3. 多くの公立大学法人と比較して、授業・実験の持ちコマ数が多く、実験を伴う卒研指導や部活動や研究会等の多様な業務があり、国立高専と比較すると技術職員が非正規で、事務職員数も極端に少なく校務負担も極めて大きく、タイムカードに記録された在校等時間が過去の実績で平均50時間/月である事実を踏まえ、十分な時間外手当の予算を確保しておくことを求めます。
4. 地方公務員でなくなる労働者の労働条件の説明を早急に行い、労働条件に納得できない労働者の雇用についても、当該労働者に不利益の無い形で雇用が継続されるように求めます。また、会計年度任用職員の雇用形態は現状を継続し、現行の時間外勤務手当は同様に支給し、5年10年での雇止めが無いように求めます。
5. 入学料・授業料・諸経費等の学生負担、授業料免除・奨学金・カウンセリング等の学生支援、部活動・試合・コンテスト等への参加補助や外部指導員費用負担、Windows Office365の包括ライセンス等の教育支援、シヤトル派遣等について、これまで神戸市教育委員会で行われてきた全てを維持するように求めます。これまで通り市高体育連盟に所属し、神戸市の大会に出場することを認めるなど、学生の部活動の面で不利益が及ばないように計画を進めるように求めます。
6. 毎年の概算要求と補正予算を通じて確実に教育研究に係る設備の予算化が行われてきている国立高専と比較して、これまでに外部評価で度々教室の狭さ、黒板の見難さが指摘されているだけでなく、運動場やテニスコートの大規模改修も一度も行われておらず、天井・床・壁のいたるところが剥がれて建物・校舎設備の老朽化が事故に繋がりがねない状況を踏まえ、早急に建物・校舎設備の大規模改修を行うとともに、曲面黒板やホワイトボードや照明のLED化等の必要な改修を行い、同じ高専生として遜色のない教育研究環境を学生に提供するように求めます。
7. 本校の体育館やホールの利用に関しては、独法化後も従来通りの申請方法、利用料金で市民や団体が利用できる制度とすることを求めます。
8. 本校の事務職員数が国立高専の半数程度と極端に少なく、学生のインターンシップや就職活動の支援、企業との共同研究に係る特許申請や地域協働におけるコーディネート、学校広報や入試広報等、国立高専・大学では事務職員が担う業務の多くを教員が行っていることが平均50時間/月の在



校等時間の原因であることを踏まえ、事務職員の増員を行うように求めます。

9. 独法化後の給与・手当・退職金・休暇制度・育児介護等の支援制度・福利厚生等の労働条件については、全てこれまでの教育委員会での制度を継続するだけでなく、今後とも神戸市の教育公務員と全て同じとすることを求めます。ただし、2007年の総合的給与の見直しの際に説明なしに改悪された号給対応表については、教育委員会として間違いであったので次回の条例見直し時に修正するとしてきた経緯を新法人に引継ぎ、新法人での給与表で改善するように求めます。
10. 独法化後の初任者格付け・初任給決定、講師・准教授・教授への昇任に関しても、これまでの採用者との均衡を失うことの無いように、合意した基準を維持するように求めます。また、合意した基準を満たし各学科から推薦された教員は遅滞なく昇任させるように求めます。
11. 業務として行う学外実習等の付き添い時に、労働者に入場必須の施設の利用料等を負担させることの無いように適切な予算措置を求めます。
12. あり方検討委員会では、高等教育機関にふさわしい教員の自由度を実現することで、ますます神戸高専を発展させるために独法化が提言された事実を踏まえ、外部で非常勤講師として勤務することにとどまらず、他大学の教員と同様に、企業のアドバイザーや役員として参加し報酬を受給する等、幅広い副業・兼業・起業等の自由を認めるように求めます。また、高等教育機関として大学と同様に入試問題作成手当等も支給するように求めます。
13. 割振変更・在宅勤務等の申請も含め、全ての勤怠管理はこれまでのタイムカードを使った庶務事務システムによるものと同様のシステムを維持するように求めます。また、新システムとする場合は教職員の意見を反映する機会を早期に設け、使い勝手が悪く日常業務に支障を来すことの無いように求めます。
14. 過去に不当な職階で採用された方の回復措置の要求を続けており、これまでの教育委員会交渉の中でも一定の理解をいただいている経緯を新法人に引継ぎ、早急に改善するように求めます。また、組合として回復措置の要求を行っている方以外にも個別の状況におかれている労働者の声にも、使用者として真摯に耳を傾けるように求めます。

### Ⅲ 定時制部

1. 現場の意向を無視した学級数の変更や統合再編計画を行わないこと。将来計画については、現場の声を聞き、オープンな検討を行なうこと。
2. 昼間定時制と夜間定時制の併置に起因するさまざまな問題について、その解決に向けて現場の声

を聞き解決につとめること。また多様な教育課題を抱えた生徒に対処ができるように、教職員を配置し施設設備を確保・充実させること。

3. 配慮を要する生徒・指導困難な生徒の対応や多様な指導形態をとっている実情をふまえて、定時制の教員の定数を抜本的に改善すること。特に養護教諭の複数配置については、最重点で対応すること。
4. 定時制教育予算を増額すること。
  - (1) 三校合同行事関連予算の増額
  - (2) 全国大会・近畿大会・その他大会に参加するための部活動関連費の増額
5. 再募集入試にかかわる日程を、ゆとりを持って設定するよう、県教委に強く要請すること。
6. 人間ドック当日を一日職免にすること。

### Ⅳ 青年部

1. 賃金・諸手当について
  - (1) 若年層に配慮した給与構造にすること。
2. 部活動について
  - (1) 正規顧問が土・日曜・休祝日に休めるようなしくみをつくること。また部活指導の補助で出勤した場合にも振替をとれるようにすること。特に公式試合については、必ず振替がとれるようにすること。
  - (2) 部活動に関連する旅費・宿泊費補助の額を大幅増額すること。
  - (3) 大会参加生徒の保険料を公費支給すること
3. 研修について
  - (1) 初任者研修・経験者研修等で教員の過重負担にならないように配慮すること。
  - (2) 研究機関や大学・大学院、企業での研修を裏付けのつく長期研修として認めること。
  - (3) 研修・講座について、高校に即した内容等の見直しや開催について青年教職員の意見を尊重すること。

### Ⅴ 女性部

1. 子育て支援について
  - (1) 子の看護休暇を子育て支援として位置付け、県に準じ取得項目の拡大と取得条件の緩和をはかること。
    - ①取得項目を現在ある疾病の看護、予防接種、健康診断等を拡大し、子育て支援の項目を入れること。
    - ②取得条件を緩和すること。
    - ③子ども1人につき年5日とし、18歳まで延長すること。
  - (2) 育児短時間勤務制度の拡充をはかること。

高校・高専の代替要員を時間講師配当でなく、短時間勤務者の補完教員として位置付け、配当時間を増やすこと。

(3) 育児時間について、取得期間を3歳まで延長すること。

## 2. 介護支援について

- (1) 介護休業の取得期間を延長すること。
- (2) 短期介護休暇について、2週間未満の介護対象者に子も適用とすること。
- (3) 介護時間を短期看護休暇にある2週間未満の場合も取得できるようにすること。

## 3. 健康診断について

生活習慣病検診時の乳がん検診について、年齢制限をなくしエコーでの受診も加えること。

## 4. 妊娠中の教職員について、

- (1) 体育実技担当教諭・養護教諭に付与されている妊婦の負担軽減を行うこと。
- (2) 母体保護を優先し、教科にかかわらず特に実習を伴う教科担当には取得できるようにすること。

5. 女性の健康支援の充実をめざし、生理休暇の取得範囲を拡大し、生理日と同様に更年期における諸症状の緩和のため同休暇の範囲で取得できるようにすること。それに伴い同名称も変更すること

6. 女性の妊娠・出産に対して十分な配慮をし、管理職によるハラスメントがないよう、指導すること

7. 女性教職員が生き生きと働き続けられるため、性別による差別や不利益な扱いを受けないよう、必要な措置をすること

## VI 養護教諭委員会

1. 生徒の検診器具の消毒について、1100人に満たない学校でも業者委託に必要な予算を講じること。

## 2. 代替者の制度化について

- (1) 修学旅行等の引率については、年度当初に引率の可否を調査し、認定の要件を満たしているとみなされる場合、早期に代理派遣が出来るようにすること
- (2) 現地周辺の知識のある、看護師派遣の予算立てをすること。

3. スクールカウンセラーの来校回数と来校時間を、各校の実情に応じて増やすこと。

## 4. 職員の健康管理について

- (1) 各校の安全衛生委員会において、職員の健康管理業務や健康に関する情報及び要望の集約等個人情報とは慎重に取り扱う事
- (2) 職員の健康管理業務は衛生管理者である管理職が責任を持つこと。

## VII 実習教員部

1. 実習教員の欠員分は常勤の実習教員でなく、正規の実習教員を配置すること。

2. 実験・実習・実技・作業などの準備、後片付けの時間を含めた担当時数を明示するように指示すること。その担当時間数は教諭に準じるようにし、超える場合は実習教員を増員すること。

3. 統合・再編・学級減にともなう機械的な実習教員の定数減を行わないこと。

4. 他教科との兼務をさせないこと。

5. 実習教員という通称使用の取り決め（1998年回答「『職員名簿』『学校日誌』『出勤簿』など市の中で収まるもの、また対市だけの服務に関する文書には通称でよい」）を遵守し、円滑に行えるように指示すること。また、教職員人事異動名簿のメディア提供の際には、職名で分けられないよう配慮すること。

6. 実習教員の人事異動については、少数職種であることや本人の意向に沿った異動を行うこと。

7. 主任実習教員選考試験が校務の支障にならないように配慮すること。

8. 実習教員が教員採用試験を受験する場合は「現職教員」の区分で受験できるようにすること。

9. 実習教員については、理科実習教諭・家庭科実習教諭・機能訓練担当教諭・情報処理担当教諭制度を確立するよう、国に要望すること。市独自の措置についても検討すること。

## VIII 高年部

### 1. 定年延長について

(1) 定年延長は教員の実情を勘案すること。

(2) 定年延長を行う際は、60歳定年を前提とした現行の賃金労働条件を定年延長にふさわしい制度に改め、賃金減少を来さないようにすること。高齢期職員の給与と退職金のありかたについて組合と十分協議すること。

(3) 定年延長を行う場合も60歳退職再任用制度を維持し希望による選択とすること。教育現場の特殊性を十分考慮し、早期退職者に対する優遇措置を設けること。

2. 再任用者の待遇改善を行うこと。再任用制度の改善のため、労使協議を継続すること。

(1) 希望する教員全員に、希望通りに再任用を行うこと。

(2) 再任用教員は定数外で配置すること。

(3) 賃金・一時金について、同一労働、同一賃金の原則に従い改善を行うこと。再任用者の諸手当を充実させること。

(4) 再任用の賃金労働条件提示を、任命権者、管理職等から書類を手渡すなど丁寧に行うこと。委員会主催の説明会を早い時期に実施す

ること。希望調査をできるだけ早い時期に行うこと。

- (5) 再任用者は人事評価制度の対象から除外すること。
- (6) 管理職のみの特別措置は廃止すること。
- (7) 定年延長になった場合の高齢教員(55歳以上)の人事異動方針について制度導入を行う前のできるだけ早期に組合と十分に協議すること。

## 分会要求

### 【六甲アイランド分会】

教員および生徒に、安全・快適な学習・労働環境を整備すること。

1. 経年劣化する設備については、以前から要求を続けており状況は悪化している。早急に改善すること。
  - ・グラウンドの整備を求めます。
  - ・美術教室・準備室の温水設備の設置を求めます。
  - ・家庭科室の水道改修を求めます。
  - ・校内で使用しているコンピュータの利便性の改善を求めます。
  - ・校内の手洗い場の増設を求めます。
2. 加えて、新たに導入された GIGA スクール構想に伴う ICT 環境や、市高共通学事システムについても、ICT 化によって、かえって業務効率が下がるという矛盾が生じている。早急に改善すること。

### 【葺合分会】

1. 葺合高校の特色である国際理解教育・英語教育のさらなる発展のため、継続的に支援すること。
2. 新校舎建設時の残課題を早急に改善すること。
3. 部活動外部指導員を増員する等、多忙化解消のための施策を行うこと。
4. 全ての窓ガラスを、定期的に業者清掃させること。

### 【科学技術分会】

1. 生徒定期健診時、レンタル健診器具該当学校生徒数規模を 1100 人から 900 人にすること。
2. 開校より 20 年近くになって、様々な施設設備について最新のものに更新すること。併せて、大規模修繕工事を行うこと。(エアコン、照明器具など)。
3. 生徒が負担なく活動できる、第 2 グラウンド代替地使用時の料金及び往復の交通費の補助を行うこと。また、安心して活動できる第 2 グラウンド代替地の確保を行うこと。
4. 実習機器更新予算の継続配当を行うこと。
5. 各学級、各階等に職員室との間のインターホンな

どの連絡設備の設置を行うこと。

### 【神港橋分会】

1. 車いすの生徒が使いにくい多機能トイレの改修
2. GIGA スクールに伴う Ipad 導入と ICT 教室に関する諸課題に対して、現場の声を最大限尊重して対応すること。
3. 部活動顧問の負担軽減するための外部指導員予算枠の拡大
4. 校舎の整備
  - (ア) 校舎の安全対策
    - ・北館 2F 西階段(テニスコート横)の安全対策
    - ・柵を生徒の転落防止の点から高くしてほしい
    - ・西側 3F の出口が内鍵になっていないため、避難経路として不備がある。
  - (イ) 将来全館土足禁止にするための下駄箱の場所の確保

### 【須磨翔風分会】

1. CALL 教室の危険なドアの改修を即時行うこと。
2. 図書館西側の出入口扉の設置(防犯・防災の為)
3. 電子黒板のプロジェクター設置のため使えなくなったロールスクリーンを、使えるように少しずらして再設置すること。(より良い授業の実施・環境整備)
4. 校舎の雨漏り、不具合に対する補修へ対処すること。

### 【神戸工科分会】

1. 生徒用トイレにも暖房便座、温水洗浄便座付きの洋式トイレの導入を早急に行うこと。
2. 特別支援が必要な生徒へのきめ細かな対応を行うため、必要な施設、設備、人員増など、あらゆる条件整備を行うこと。
3. 今後、校務用 PC 更新時において、仕様作成の過程で、現場の意見を反映すること。
4. 出張の際の有料道路使用について、条件を緩和すること。旅費予算を減額しないこと。
5. 危険な箇所の外窓の業者による清掃と、汚れの落ちない部分の清掃(廊下全般等)を業者に委託し、1年に一度は行える予算をつけること。また、清掃内容は一律とせず、各校のニーズに沿った内容とすること

### **【摩耶兵庫分会】**

1. 安全な教育活動のため、早急にグラウンドを人工芝にすること。
2. 職員室および教室の床面を研磨清掃すること。

### **【楠分会】**

1. 職員室の雨漏り・異臭対策。及び職員トイレの異臭対策。
2. 特別な支援や関係機関との連携を要する生徒が多数存在し、現状の教育水準が維持可能な配慮をお願いしたい。
3. スクールカウンセラーの担当時間について配慮をお願いしたい。
4. 教科準備室（被服・理科）への空調設備の設置。
5. 校舎の教室床板の改修。

### **【市立盲学校分会】**

1. 特別支援学校の幼稚部を年齢別編成とすること。また重複学級を認可すること。
2. 教師用点字教科書購入を保障すること。